明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）　三

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　四

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働五）　五

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産五）　六

〔省　令〕

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（文部科学一〇）　二

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働四六）　二

○不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令（同四七）　一八

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（同四八）　一九

○児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令（同四九）　一九

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二〇

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二〇）　二一

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（同二一）　二一

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令（経済産業二一）　二二

〔告　示〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（金融庁二一）　二四

○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（同二二）　二五

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（同二三）　二六

○金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件（同二四）　二七

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同二五）　二八

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（金融庁・財務・経済産業二）　二九

○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件（金融庁・厚生労働四）　三六

○労働金庫法施行規則第百十七条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（同五）　三九

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件（金融庁・農林水産九）　三九

○農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（同一〇）　四〇

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同一一）　四〇

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一〇五）　四〇

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇六）　四一

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一〇七）　四三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一〇八）　四三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇九）　四三

（以下次のページへ続く）